

| 第6回農業委員会定例会（議事録） | |
|---------------------|--|
| 1. 日 時 | 令和元年6月28日（金） 午前 10時 00分 午前 時 分 |
| 2. 場 所 | 竹原市民館 2階 第2, 3会議室 |
| 3. 出席農業委員 欠席農業委員 | 3 石本委員, 4 山元委員, 5 祐本委員 1 西野委員, 2 赤坂委員 |
| 出席推進委員 欠席推進委員 | 大藤推進員, 建山推進員, 半田推進員, 沖野推進員, 岡田推進員, 土居民喜推進員, 土居敏一推進員, 吉木推進員, 山元推進員, 渡橋推進員, 亀田推進員, 山本推進員, 佐伯推進員 下垣内和春委員 |
| 4. 説明員 | 國川事務局長, 木原係長, 鳥本主任主事, 佐藤主事 |
| 5. 審議案件 | 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第21号 農地法第5条の規定による許可取消について 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第23号 農地法第4条の許可を受けた土地における履行延期承認申請 について 議案第24号 農地法第5条の許可を受けた土地における履行延期承認申請 について 報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |

| | |
|------------|---|
| 議 長 | 出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和元年第6回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、4番山元禮子委員を指名いたします。(なお、本日の欠席は、1番西野勇一委員、2番赤坂佳折委員です。)それでは、日程第1、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。 |
| 局 長 | 1番の申請地は、竹原市新庄町舟木屋1350番1、1350番2の2筆、地目は田、面積は合計2,648㎡です。営農計画は水稻です。経営面積は約82aで、新庄町の下限面積20aを満たしています。説明は以上です。 |
| 議 長 | 現地確認を行った沖野 武司推進委員から補足説明をお願いします。 |
| 沖野 推進委員 | 申請地は、新庄交差点から南西に100m付近にあります。申請の事由は、農業経営拡大のため、所有権を移転するものです。現地を確認したところ、営農計画にある水稻の作付けが可能な農地でした。説明は以上です。 |
| 議 長 | これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。 |
| | 「質疑、意見なし」の声あり |
| 議 長 | ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。 |
| | 「異議なし」の声あり |
| 議 長 | 異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。2番・3番は関連がありますので一括審議を行います。事務局の説明をお願いします。 |
| 局 長 | 2番の申請地は、西野町風呂ヶ谷1513番1、1513番3、1514、1515番1、1538番1、1539番1、1540番2、1541番2、1542番1、1542番2の10筆、地目は内7筆が田、3筆が畑、面積は合計3,928㎡の農地です。3番の申請地は、西野町風呂ヶ谷1543の1筆、地目は田、面積は902㎡の農地です。営農計画はいずれも果樹でイチジク、柿、サクランボを作付け予定です。経営面積は今回申請分を含め約49aで、西野町の下限面積20aを満たしています。説明は以上です。 |
| 議 長 | 現地確認を行った石本 進委員から補足説明をお願いします。 |
| 石本委員 | 申請地は、湯坂温泉入り口交差点より北西へ約1,000m付近にあり、現地を確認したところ、営農計画にある果樹の作付けが可能な農地でした。説明は以上です。 |
| 議 長 | これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。 |
| | 「質疑、意見なし」の声あり |
| 議 長 | ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。 |
| | 「異議なし」の声あり |

| | |
|---------------|---|
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第2，議案21号「農地法第5条の規定による許可取消について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p> |
| 局 長 | <p>申請地は、竹原町字上新開 3578 番 4（仮換地街区 34 街区 1-3），地目は田，面積は 45 m²（換地後 33.06 m²）です。位置図については、参考資料の 7 ページをご確認ください。</p> <p>本事案は、平成 31 年 4 月 26 日付指令竹農委第 5-31-31 号により奥元勇三氏から西原勅子氏への農地法第 5 条の転用許可をしましたが、その後、隣家の壇上卓次氏より当該農地の内、自宅の裏部分について取得したい旨の申出があり、3 者で合意したため許可の取り消しを行うものです。</p> |
| 議 長 | これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。 |
| | 「質疑，意見なし」の声あり |
| 議 長 | ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。 |
| | 「異議なし」の声あり |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。よって本件の許可を取り消すことに決定いたします。</p> <p>次に日程第3，議案第22号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番と2番は関連がありますので一括審議を行います。事務局の説明をお願いします。</p> |
| 局 長 | <p>1番の申請地は、竹原町上新開 3578 番 4（仮換地街区 34 街区 1-3）の1筆，地目は田，面積は 21 m²（換地後 15.45 m²）です。2番の申請地は、竹原町上新開 3578 番 6（仮換地街区 34 街区 1-5）の1筆，地目は田，面積は 24 m²（換地後 17.6 m²）です。いずれも用途が定められた区域にある農地であり，土地区画整理区域内にある第3種農地です。先程，議案第21号において許可の取り消しを行った土地であり，1番の申請地と2番の申請地に分筆をされています。説明は以上です。</p> |
| 議 長 | 現地確認を行った土居 民喜推進委員から補足説明をお願いします。 |
| 土居 民喜 推進委員 | <p>申請地は、竹原西幼稚園から南西に 200m 付近にあります。申請の事由は、1番がカーポートの一部，2番が菜園を整備し，所有権を移転するために申請されたものです。現地確認時，耕作はされていませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 議 長 | これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。 |
| | 「質疑，意見なし」の声あり |
| 議 長 | ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。 |
| | 「異議なし」の声あり |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>3番について事務局の説明をお願いします。</p> |

| | |
|------------|---|
| 局 長 | <p>3番の申請地は、新庄町舟木屋 1369 番 1, 1369 番 4 の 2 筆, 地目は田, 面積は計 88 m²の農地です。用途が定められた区域にある農地であり, 第 3 種農地です。</p> <p>申請地は既に共同住宅が建設されており, 申請時に譲渡人及び譲受人からこの度の無断転用に至った経緯を記した顛末書の提出があり, 譲渡人及び譲受人はいずれも農地法を十分に理解しておらず, 今後このような事態にならないよう農地法の規定を守る旨誓約しており深く反省しています。説明は以上です。</p> |
| 議 長 | <p>現地確認を行った沖野 武司推進委員から補足説明をお願いします。</p> |
| 沖野 推進委員 | <p>申請地は、新庄交差点付近にあります。申請の事由は、共同住宅を整備し、所有権を移転するために申請されたものです。現地確認時、既に共同住宅が建設されていました。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 議 長 | <p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p> |
| | <p>「質疑、意見なし」の声あり</p> |
| 議 長 | <p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p> |
| | <p>「異議なし」の声あり</p> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に、4番について事務局の説明をお願いします。</p> |
| 局 長 | <p>申請地は、新庄町落合 1097 番 1, 1097 番 2 の 2 筆, 地目は全て田, 面積は計 838 m²です。</p> <p>用途が定められた区域にある農地であり, 第 3 種農地です。地表の施工については防草シートを計画されています。</p> <p>工事計画が許可後～12 ヶ月以内とあることから, 現在耕作している水稻の収穫が終わった後に工事を行うものです。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 議 長 | <p>現地確認を行った沖野 武司推進委員から補足説明をお願いします。</p> |
| 沖野 推進委員 | <p>申請地は、新庄交差点から南に 200m 付近にあります。申請の事由は、太陽光発電施設を整備し、賃借権を設定するために申請されたものです。現地確認時、申請地に水路が隣接して設置されていたため、排水については近隣農地への影響は小さいと考えられます。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 議 長 | <p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p> |
| | <p>「質疑、意見なし」の声あり</p> |
| 議 長 | <p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p> |
| | <p>「異議なし」の声あり</p> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。よって本件の許可することに決定いたします。</p> <p>次に 5 番について事務局の説明をお願いします。</p> |

| | |
|------------|--|
| 局 長 | 5番の申請地は、中央四丁目1601番の1筆、地目が畑、面積が487㎡の農地です。用途が定められた区域にある農地であり、第3種農地です。 説明は以上です。 |
| 議 長 | 現地確認を行った土居 民喜推進委員から補足説明をお願いします。 |
| 土居 推進委員 | 申請地は、竹原駅から西に400m付近にあります。申請の事由は、駐車場を20区画整備し、所有権を移転するために申請されたものです。また、現地確認時、耕作はされていませんでした。 説明は以上です。 |
| 議 長 | これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。 |
| | 「質疑、意見なし」の声あり |
| 議 長 | ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。 |
| | 「異議なし」の声あり |
| 議 長 | 異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に、日程第4、議案第23号「農地法第4条の許可を受けた土地における履行延期承認申請について」事務局の説明をお願いします。 |
| 局 長 | 本議案は、平成30年8月30日付指令竹農委第4-30-6号により農地法第4条に基づく許可を受けた土地における履行延期承認の申請でございます。 位置図については、参考資料の11ページをご覧ください。当初施工計画は平成30年8月30日～平成30年11月30日までの予定でしたが、平成30年7月豪雨で発生した災害復旧工事に業者が人員・資材等を優先的に配置したことにより工事に遅れが生じたために施工計画を平成31年4月10日～令和元年6月30日に履行延期の承認を申請するものです。 また、本来、期間内に工事が完了しないことが明らかになったときにはあらかじめ竹原市農業委員会の承認を受けることになっていましたが、事前の履行延期承認申請を失念し申請していなかったことについて、今後このような事態にならないよう農地法の規定を守る旨誓約しており深く反省しています。 説明は以上です。 |
| 議 長 | これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。 |
| | 「質疑、意見なし」の声あり |
| 議 長 | ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。 |
| | 「異議なし」の声あり |
| 議 長 | 異議なしと認めます。よって本件の履行延期を承認いたします。 次に日程第5、議案第24号「農地法第5条の許可を受けた土地における履行延期承認申請について」を議題といたします。1番と2番は関連がありますので、一括審議を行います。事務局の説明をお願いします。 |

| | |
|-----|---|
| 局 長 | <p>本議案は、平成 30 年 8 月 30 日付指令竹農委第 5-30-29 号及び第 5-30-30 号により農地法第 5 条に基づく許可を受けた土地における履行延期承認の申請でございます。位置図については、参考資料の 11 ページをご覧ください。</p> <p>1 番については、当初施工計画は平成 30 年 8 月 30 日～平成 31 年 3 月 31 日までの予定でしたが、平成 30 年 7 月豪雨で発生した災害復旧工事に業者が人員・資材等を優先的に配置したことにより工事に遅れが生じたために施工計画を平成 31 年 4 月 10 日～令和元年 12 月 31 日に履行延期の承認を申請するものです。</p> <p>2 番については、当初施工計画は平成 30 年 8 月 30 日～平成 30 年 11 月 30 日までの予定でしたが、1 番と同様の理由で施工計画を平成 31 年 4 月 10 日～令和元年 6 月 30 日に履行延期の承認を申請するものです。</p> <p>また、本来、期間内に工事が完了しないことが明らかになったときにはあらかじめ竹原市農業委員会の承認を受けることになっていましたが、事前の履行延期承認申請を失念し申請していなかったことについて、今後このような事態にならないよう農地法の規定を守る旨誓約しており深く反省しています。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 議 長 | これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。 |
| | 「質疑、意見なし」の声あり |
| 議 長 | ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。 |
| | 「異議なし」の声あり |
| 議 長 | 異議なしと認めます。よって本件の履行延期を承認いたします。 次に 3 番について事務局の説明をお願いします。 |
| 局 長 | <p>本議案は、平成 30 年 6 月 29 日付指令竹農委第 5-30-18 号により農地法第 5 条に基づく許可を受けた土地の履行延期承認の申請でございます。位置図については、参考資料の 13 ページをご覧ください。</p> <p>当初施工計画は平成 30 年 6 月 29 日～平成 31 年 6 月 30 日までの予定でしたが、申請人が病気療養中につき、2 年以上の長期療養が必要となるために施工計画を平成 30 年 6 月 29 日～令和 3 年 6 月 30 日まで履行延期の承認を申請するものです。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 議 長 | これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。 |
| | 「質疑、意見なし」の声あり |
| 議 長 | ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。 |
| | 「異議なし」の声あり |
| 議 長 | 異議なしと認めます。よって本件の履行延期を承認いたします。 次に日程第 6、報告第 6 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」事務局の説明をお願いします。 |
| 局 長 | それでは、報告 6 号について説明をいたします。令和元年 5 月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。 |

| | |
|---|--|
| | <p>件数は5件、筆数は田8筆、畑19筆の計27筆、面積は12,070㎡の届出がありました。詳細につきましては、参考資料の届出台帳をご覧ください。 説明は以上です。</p> |
| 議 長 | <p>以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。 引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>①農地パトロール調査について ②法務局及び裁判所等からの農地転用事実照会に関する対応方法について ③農業委員会活動記録簿の記入について</p> |
| 議 長 | <p>以上をもちまして、第6回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。</p> |
| <p>上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和元年6月28日</p> <p style="text-align: right;">議 長 祐本 征武</p> <p style="text-align: right;">署名委員 赤坂 佳折</p> | |